

電子的診療情報連携体制整備加算3について

当院では、医療DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、質の高い医療を提供するための体制を整えております。厚生労働省が定める基準を満たし、「電子的診療情報連携体制整備加算3」の届出を行っています。

【当院での取り組み】

- **オンライン資格確認システムの導入**：マイナ保険証を活用し、受診された患者様の診療情報や薬剤情報、特定健診情報等を取得・活用して診療を行っています。
- **マイナ保険証の利用促進**：医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう、マイナ保険証の積極的な利用を促進しています。
- **電子処方箋の発行体制**：令和9年度導入に向けて準備を進めています。
- **電子カルテ情報共有サービスの活用**：国が推進する電子カルテ情報共有サービスを活用し、他の医療機関との間で迅速な情報共有が行える体制を順次整備しています。
- **質の高い医療の提供**：電子カルテや各種デジタルツールの活用により、医療安全の向上、業務効率化、および患者様へのスムーズな医療提供に努めています。